

$$Di = \frac{\sum_{j=1}^J W_j d_{ij}}{\sum_{j=1}^J W_j}$$

Di=Deprivation scale of person i (個人 i の剥奪指標)

Wj=項目 j の普及率

dij=項目 j を個人 i が所有している場合は 1、していない場合は 0

分析に用いられた調査項目を表 2 に示す。2) と 3) の剥奪指標を作成する際には、基本的に全ての項目において、個人の嗜好としてそれを欲しない場合は、その欠如を剥奪とみなすこととする。そのため、多くの項目においては、「持っている」「持っていない（欲しくない）」「持っていない（持てない）」の 3 選択肢と提供し、最後の場合のみその項目の欠如としている。しかし、一部の項目については、全ての人が「持っている」ことが好ましいとして、嗜好として持たないという選択肢を省いている。また、表 2 には同時に各項目の普及率を示している。普及率は以下の方式で計算されている。

$$\text{普及率} = \frac{\text{持っているサンプルの数}}{\text{全サンプル数} - \text{欲しくないサンプルの数}} \quad (\text{必需項目の場合})$$

$$= 1 - \frac{\text{不都合 * があるサンプル数}}{\text{全サンプル数}} \quad (\text{住居などの場合})$$

*不都合とは雨漏りがある、家族専用のトイレがないなど

次元別の剥奪指標は、必需項目、アメニティ、住居、社会関係の 4 つの次元を考慮している。うち、アメニティと住居については、社会的必需項目に含まれるもののみの指標(1)と、分析者が選出した項目を含んだ指標(2)の二つを想定した。次元別の指標は標準化されているため、0 (ひとつも欠けない) から 1 (全ての項目が欠けている) の値をとる。

5. 結果

1) 貧困率（剥奪率、社会的排除率）

まず、表 3 に各指標の基本統計量を示す。等価世帯所得の平均は 103 万円であり、中央値の 50% を貧困線としてそれ以下のサンプル数を計算すると 26% となる。これは、他の同様の手法を用いた貧困率とほぼ同じである（例えば、阿部 2005）。

表2 相対的剥奪指標に用いられた項目とその普及率(*)

1. 社会的必需項目(14項目)		普及率*	③住宅1(4項目)	
電子レンジ	0.984		家族専用のトイレ	0.988
冷暖房機器(エアコン、ストーブ、こたつ等)	0.991	家族専用の炊事場(台所)	0.989	
湯沸器(電気温水器等含む)	0.964	家族専用の浴室	0.978	
電話機(ファックス兼用含む)	0.979	寝室と食卓が別の部屋	0.950	
礼服	0.972	③住宅2(住宅1+8項目)		
医者にかかる	0.982	洗面所	0.944	
歯医者にかかる	0.972	複数寝室	0.834	
死亡・障害・病気などに備えるための保険(生命保険、障害保険など)への加入	0.919	物音(がしない)	0.680	
家族専用のトイレ	0.988	日当たり(がよい)	0.774	
家族専用の炊事場(台所)	0.989	湿気(がない)	0.822	
家族専用の浴室	0.978	雨漏り(がしない)	0.832	
寝室と食卓が別の部屋	0.950	収納(スペースがある)	0.558	
1年に1回以上新しい下着を買う	0.922	住宅による健康害なし	0.951	
親戚の冠婚葬祭への出席(祝儀・交通費を含む)	0.972	④社会関係(13項目)		
2. 次元別		親戚の冠婚葬祭への出席(祝儀・交通費を含む)	0.972	
①必需項目(8項目)		電話を1週間に1回以上かける	0.792	
電子レンジ	0.984	他の家庭とお中元・お歳暮やプレゼントのやりとりをしている	0.873	
冷暖房機器(エアコン、ストーブ、こたつ等)	0.991	同居の家族以外に頼れる人がいる(病気の時)	0.899	
湯沸器(電気温水器等含む)	0.964	家事	0.870	
電話機(ファックス兼用含む)	0.979	人生相談	0.893	
礼服	0.972	家族内トラブル	0.886	
1年に1回以上新しい下着を買う	0.922	寂しい時	0.925	
月1回以下の楽しみのための外食	0.558	子供の面倒	0.860	
年1回以下の家族旅行	0.493	選挙に行かない(行きたくない場合を除く)	0.950	
②アメニティ1(3項目)		町内会・子供会などの活動をしていない(したくない場合を除く)	0.622	
医者にかかる	0.982	ボランティア・社会奉仕活動をしていない(したくない場合を除く)	0.420	
歯医者にかかる	0.972	趣味やスポーツで人と会う(したくない場合を除く)	0.639	
死亡・障害・病気などに備えるための保険(生命保険、障害保険など)への加入	0.919	普及率=欲しくない場合は分母から除く		
②アメニティ2(アメニティ1+13項目)				
損害保険への加入	0.888			
水道(金錢的理由による停止)	0.992			
電気・ガス(同上)	0.989			
電話・携帯電話(同上)	0.959			
公的年金に加入している	0.939			
医療保険に加入している	0.982			
図書館	0.596			
公共スポーツ	0.523			
役所	0.896			
保健所	0.622			
公会堂	0.763			
公園広場	0.820			
公共交通	0.845			

表3 基本統計量

	項目数	平均	Std.D.	最小	最大	Deprived%
等価世帯所得		103	151	1	1700	26.1%
社会的必需項目	14	0.422	1.140	0	10.000	19.0%
次元別剥奪指標						
必需項目	8	0.095	0.112	0	0.715	36.7%
アメニティ1	3	0.040	0.143	0	1.000	9.0%
アメニティ2	16	0.023	0.062	0	0.490	17.6%
住宅1	4	0.023	0.107	0	1.000	6.3%
住宅2	12	0.118	0.144	0	1.000	42.2%
社会関係	13	0.040	0.045	0	0.192	32.2%

サンプル数=1520(所得のみ1340)

注: 等価世帯所得=世帯所得/(世帯人数**0.5)、ただし世帯所得はカテゴリー変数な

次元別剥奪指標は、0から1に標準化。シンプル剥奪指標は0から14の整数

Deprived%=中央値の50%以下の割合(所得)、平均値以下の割合(剥奪指標)

社会的必需項目による指標は0（14項目のうちまったく欠けている項目がない）から14（全て欠けている）の値をとる。サンプルでは最小0、最大10項目が欠けている世帯が存在した。平均値は0.42であり、これが剥奪線となるため、実質には欠けている項目が1つ以上あれば「剥奪」状況にあることとなる。表4に、本指標の分布を示す。

表4 社会的必需項目による剥奪指標の分布

スコア	n	%
0	1231	81.0%
1	141	9.3%
2	64	4.2%
3	30	2.0%
4	20	1.3%
5	15	1.0%
6	11	0.7%
7	4	0.3%
8	3	0.2%
9	0	0.0%
10	1	0.1%
サンプル数	1520	100.0%
3個以上	84	5.5%
平均	0.422	0.0%

次元別の剥奪指標については、平均値では住居2が一番高い値を示しており、次に必需項目、社会関係となっている。平均値を剥奪線とした場合、剥奪率は住居2(42%)、必需項目(37%)、社会関係(32%)であった。複数の次元の剥奪状況の重複度をみたものが表5である。これによると、一つの次元も剥奪されていない人は全体の43%にしか過ぎず、過半数の人々がなんらかの次元で剥奪の状況にある。うち、2つの次元で剥奪の状況にある人は17%、3つの次元では7%、4つの次元とも剥奪の状況にある人は2%であつ

た。Tskloglou(2003) の定義による「社会的排除（のリスクが高い人々）」は二つ以上の次元で剥奪の状況にある人々であるから、25% (=16.9%+7.0%+1.6%) がこの定義にあてはまる。

表 5 Multiple Deprivation

Dep.Score	n	%
0	649	42.7%
1	484	31.8%
2	257	16.9%
3	106	7.0%
4	24	1.6%
サンプル数	1520	100.0%

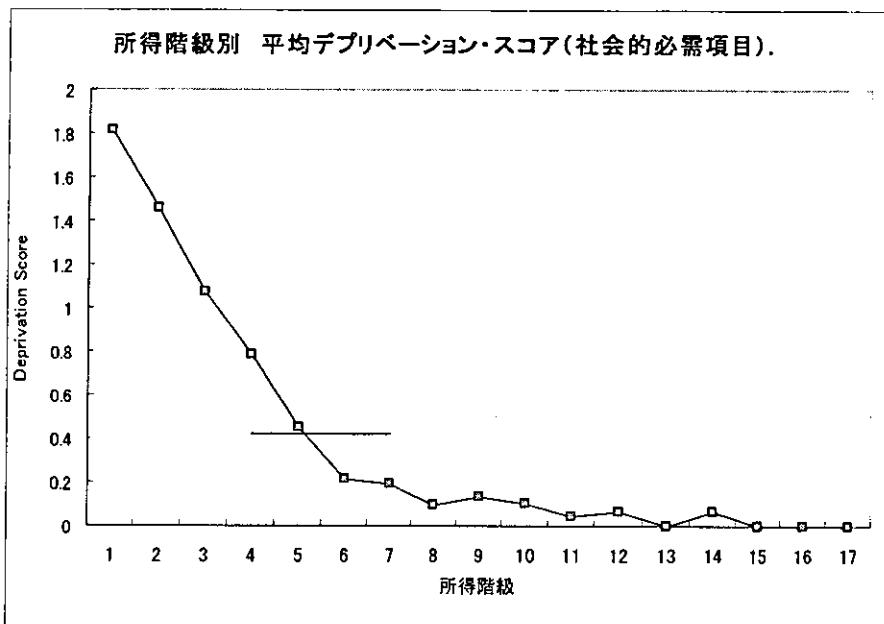
* 物的必需品、アメニティ1、住宅1、社会関係

2) 所得と剥奪の関係

相対的剥奪指標と所得の関係を示したものが図1から図4である。各図の横軸は、世帯所得（カテゴリー値）、縦軸には、その世帯階級に属する世帯の平均剥奪指標である。図には、それぞれの剥奪指標の平均値を横線で示してある。図1から図5にて、まず顕著なことは、世帯年収が400～500万円以下の階級で剥奪指標が急激に上昇することである。この結果は、社会的必需項目による剥奪指標および各次元の剥奪指標に共通しており、世帯所得400～500万という階級以上か以下であるかが社会的排除のひとつの目安となると考えられる。つまり、タウンゼンドがかつてイギリスのデータで示し、その後多くの国でも確認された閾値が日本のデータでも確認された¹⁰。

¹⁰ なお、同様の分析を世帯等価所得を用いて行った結果、同じように閾値が発見された。しかし、所得の生データがカテゴリー値であること、世帯人数という新たな変数を含むことによりデータの信憑性が薄くなることを考慮して、等価世帯所得ではなく所得のデータをそのまま使用した。

図1 所得と剥奪指標の関係（社会的必需項目）

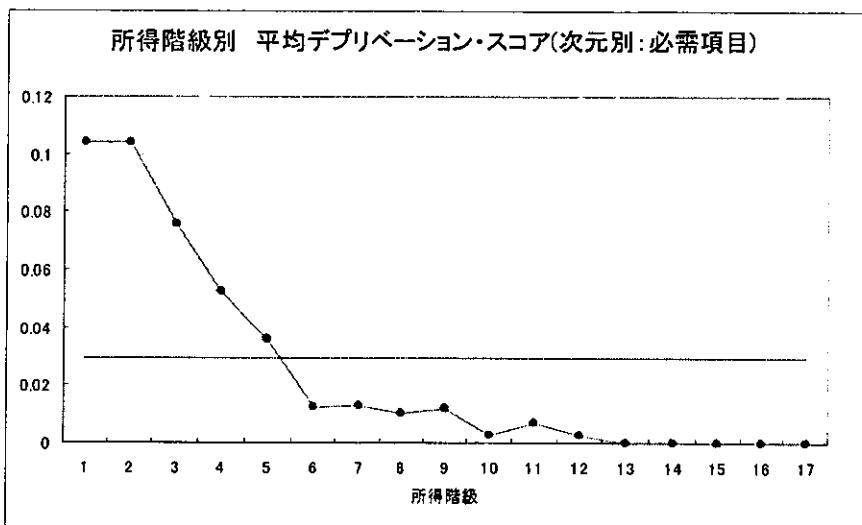


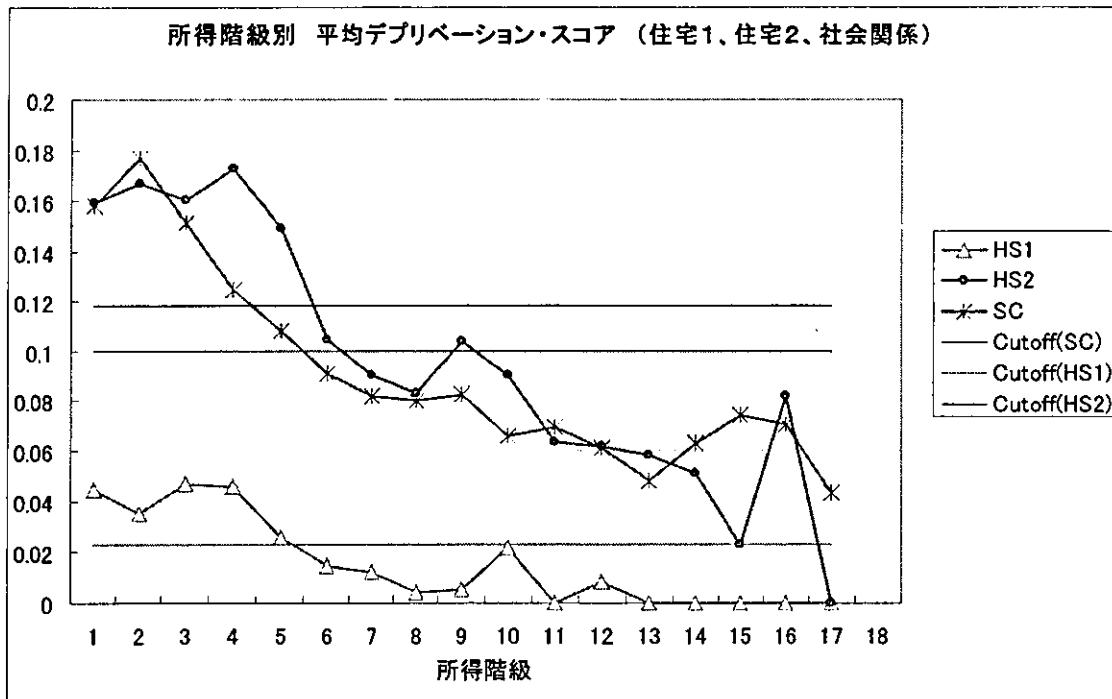
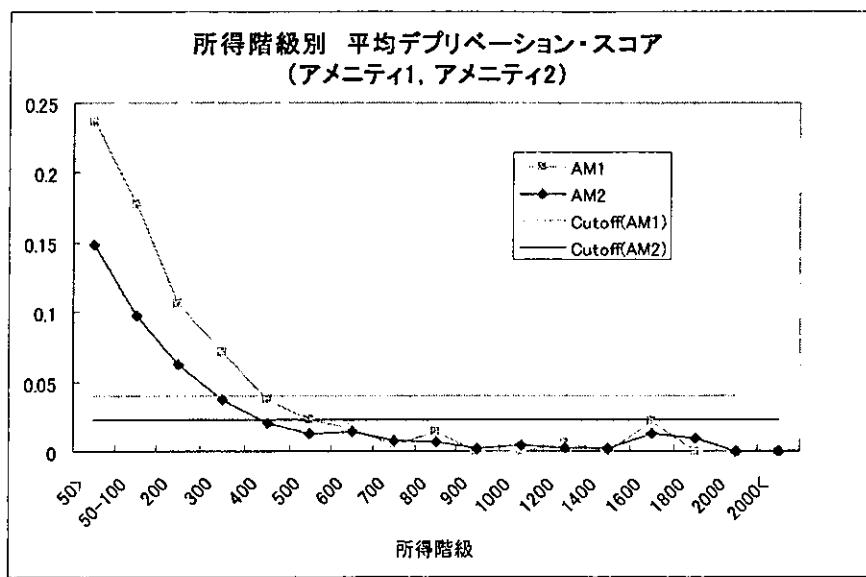
デプリベーションスコア = {0, 14}

所得階級 1 = 50万円未満、階級 2 = 50~100万、階級 3 = 100~200万・・・階級 5 = 300~400万円、
階級 6 = 400~500万円・・・階級 12 = 1千万~1.2千万・・・階級 16 = 1.8千~2千万、階級 17 = 2千
万以上

図2、図3、図4 所得と剥奪指標の関係（次元別）

デプリベーション・スコア = {0, 1}





6. 剥奪状況にあるか否かのロジスティック分析

ここでは、どのような人々が相対的剥奪状況であるのかをロジスティック分析を用いて検証したのが表6である。被説明変数は、社会的必需項目による相対的剥奪指標が全サンプルの平均値以下であるか否かのダミー変数である(以下である=1、以上である=0)。平均値以下であれば剥奪状況であると定義する。モデル1では、説明変数に性別と年齢層のみを用いている。表6では、それぞれの属性のサンプル数(n)、剥奪されている状況に

ある率 (Deprived%)、ロジスティック分析結果の係数、ベースの属性と比べたオッズ比を示している。これによると、女性は男性に比べ若干高い率で剥奪状況にあるが、その差は統計的には有意ではない。また年齢層別にみると若い層ほど剥奪状況である率が高くなり、20歳代に比べ40歳代以上では統計的にも有意にその比率が低くなっている。例えば、40代では20代の0.63倍、50代では0.52倍、60代では0.54倍の確率で剥奪状況となる。

モデル2は、特に剥奪のリスクにあると思われる人々に焦点をあてたものである。リスク・グループとして取り上げたのは単身高齢女性（60歳以上）、単身高齢男性（同左）、無職若年者（22から30歳の無職¹¹の人々）、病弱者（自己申告¹²）である。これによると、単身高齢女性は、その他の人々に比べ高い率で剥奪された状況にあるものの、統計的に検定できる差はみとめられない。しかし、単身高齢男性、無職若年者、病弱者の係数は有意で正であり、それぞれその他の人々の2.7倍、2.5倍、3.5倍の確率で剥奪状況にある。このように属性のみで考慮すると、若者と特定のカテゴリーの人々（病弱者、無職若年者、単身高齢男性）が剥奪のリスクが高いことがわかる。しかし、この分析では所得など他の規定要因がコントロールされていない。例えば、年齢層が若いほど剥奪のリスクが高いことは単に若年層ほど所得が低いことによる可能性がある。だとすれば、剥奪のリスクは年齢ではなく所得に規定されるとも考えられる。そこで、所得の変数を説明変数に加えたのがモデル3と4である。前節において所得階級5以下の階級で剥奪指標が上昇していることが認められたため、モデル3においては所得階級5以下のダミー変数を、モデル4においては所得階級1&2（＝100万以下）から11（＝900～1,000万円）のダミー変数を含んでいる。所得変数の他には、配偶者の有無、仕事の有無、世帯内の有職者数が両モデルに含まれる。

結果は、両モデルにおいて所得変数が有意となっている。モデル3の場合は、世帯所得が所得階級6以上（＝500万以上）の世帯に比べ、所得階級5以下（＝500万未満）の人々は5.7倍の確率で剥奪状況にある。モデル4の場合は、所得階級7（＝500～600万円）以下のすべての階級の係数が有意で正であり（ベースは所得階級12以上＝1,000万以上）、階級1&2では52倍、階級3（＝100～200万円）では26倍、階級4（＝200～300万円）では17倍、階級5（＝300～400万円）では10倍、階級6（＝400～500万円）では5倍の確率で剥奪のリスクが上昇する。一方で、年齢層の変数は統計的に有意でなくなり、70歳以上の層以外の年齢層においては20代と比べ剥奪のリスクが上がるとはいえない。「配偶者あり」の係数は両モデルにおいて負の値を示しており、配偶者があるほうがない人に比べ剥奪のリスクが下がることを示唆しているが、モデル4では有意ではない。「仕事あり」の係数は、モデル3では負、モデル4では正であるが、両者において有意ではなく、その影響は推測することができない。世帯内の有職者数は、両モデルで負であるが有意ではない結果となっている。

¹¹ 「仕事をしている」「仕事はしていない」の2つの選択肢で後者にした人々。

¹² 「良い」「まあ良い」「普通」「あまり良くない」「良くない」の5段階で「良くない」とした人々。

表6 剥奪状況にあるか否かのロジスティック分析

モデル1

	n	Deprived%	係数	オッズ比
女性	494	20.6%	ベース	1
男性	846	18.7%	-0.0941	0.91
20~30歳	62	32.3%	ベース	1
30~40歳	193	21.2%	-0.4044	0.67
40~50歳	271	20.3%	-0.4686 *	0.63
50~60歳	316	17.4%	-0.6502 **	0.52
60~70歳	301	17.9%	-0.6095 **	0.54
70歳以上	169	17.2%	-0.6513 **	0.52
切片			-0.849 ***	
Max. R-squared			0.0089	

* ベースは女性、20~30歳 * 10%、**5%、***1%有意 *

モデル2

	n	Deprived%	係数	オッズ比
単身高齢女性*	68	26.5%	0.3767	1.46
単身高齢男性*	24	37.5%	0.9875 **	2.69
無職若年者**	26	34.6%	0.916 **	2.50
病弱者***	50	44.0%	1.2378 ***	3.45
切片			-1.5519 ***	
Max. R-squared			0.0312	

全サンプル 1340 19.0%

* 10%、**5%、***1%有意

注:高齢=60歳以上、無職若年者=22歳以上30歳以下

病弱者=自己申告

* ベースはそれ以外の人々

モデル3

	n	係数	オッズ比
性別(男性=1)	846	0.1195	1.13
30~40歳*	193	0.1798	1.20
40~50歳	271	0.2664	1.31
50~60歳	316	-0.0097	0.99
60~70歳	301	-0.4762	0.62
70歳以上	169	-0.6759 **	0.51
配偶者あり	1092	-0.5497 ***	0.58
仕事あり	806	-0.0222	0.98
世帯内有職者人数		-0.0800	0.92
所得階級5以下	588	1.7330 ***	5.66
切片		-1.8353 ***	

Pseudo R2 0.1248

Log Likelihood -577.024

* ベースは20~30歳 * 10%、**5%、***1%有意

モデル4

	n	係数	オッズ比
性別(男性=1)	846	0.1818	1.20
30~40歳*	193	0.3523	1.42
40~50歳	271	0.4643	1.59
50~60歳	316	0.1677	1.18
60~70歳	301	-0.4372	0.65
70歳以上	169	-0.5925 *	0.55
配偶者あり	1092	-0.2718	0.76
仕事あり	806	0.0406	1.04
世帯内有職者人数		-0.0341	0.97
所得階級1 & 2**	46	3.9486 ***	51.86
所得階級3	110	3.2713 ***	26.34
所得階級4	220	2.8307 ***	16.96
所得階級5	212	2.3032 ***	10.01
所得階級6	168	1.6638 ***	5.28
所得階級7	137	1.2598 *	3.52
所得階級8	125	0.6575	1.93
所得階級9	96	0.9630	2.62
所得階級10	57	0.0029	1.00
所得階級11	47	-0.5124	0.60
切片		-3.3602 ***	

Pseudo R2 0.1592

Log Likelihood -554.311

* ベースは20~30歳

**ベースは所得階級12以上

* 10%、**5%、***1%有意

7. 考察

本研究の意義のひとつは、我が国における実証研究がほとんど存在しないタウンゼンドの相対的剥奪指標の計測である。分析を行うにあたり、剥奪指標を構築する項目や剥奪線をいかに選択するかによって結果が大きく異なることが改めて認識された。このことは、指標および剥奪線の選定が現在の日本社会で大多数の人に共有される価値や規範理論に基づいたものでなければならないことを示している。その点で、社会的必需項目のように指標の構築自体に一般市民の考えを問うことは必要不可欠である。今回の分析の一つとして行った社会的必需項目による相対的剥奪指標は、一般市民の過半数が「絶対に必要である」と回答した項目のみを指標に用いており、社会に根付いた相対的剥奪指標といえる。その指標において、サンプルの19%がこれらの項目が欠けている状況にあるのは憂慮すべき発見である。

また、この指標において、ある所得階級以下では剥奪指標が急激に上昇することは、政策的含意がある知見であるといえよう。しかし、本研究で用いた所得のデータは回答者の自己回答による階級値であり、その信頼性が100%でないことは留意しなければならない。

次に、4つの次元に広げた剥奪指標を用いると、なんらかの次元において剥奪の状況にある人々がサンプルの過半数にみられることは、「相対的剥奪」という事象が一部のマイノリティーに集積している問題ではなく、広く一般市民にもみられる現象である可能性を

示している。特に「社会関係」における剥奪は広くあらゆる所得階級の人々にみられた。ただし、住宅、アメニティ、社会関係の次元に含まれる項目の多くは、「社会的必需項目」であるか否かの確認をおこなっていない項目なので、これらの指標は今後さらに精錬される必要がある。

最後に、どのような人々が剥奪状況のリスクが高いのかの分析は、興味深いが解釈が難しい結果を提示している。女性や高齢者といった従来の貧困のリスクが高いグループが剥奪のリスクも高いという結果は得られなかったものの、低所得は大きなリスク・ファクターであることが確認された。逆に、単純集計では明らかに若年者が剥奪率が高くなっている。つまり、女性であること、高齢者であること自体は、剥奪のリスクを高めないが、例えば、女性であって高齢者であり、配偶者がいないといった理由から低所得に落ち込む場合は、剥奪のリスクも高まる可能性がある。これは今後のさらなる分析を要する課題である。

このこれらの知見は、直接、政策・政治的介入を必要とする根拠には結びつかないが、今後の日本の社会のあり方について考える際の重要な資料となるであろう。

資料 相対的剥奪指標（デプリベーション・スコア）の作成

1. 社会的必需項目（Socially Perceived Necessities）デプリベーション・スコア（14項目）

一般市民の過半数が「最低限の生活に必要」と答えた項目。「持っている」「持っていない（欲しくない）」「持っていない（経済的に持てない）」の後者と回答した場合に1、そうでない場合に0.

電子レンジ

冷暖房機器（エアコン、ストーブ、こたつ等）

湯沸器（電気温水器等含む）

電話機（ファックス兼用含む）

礼服

医者にかかる

歯医者にかかる

死亡・障害・病気などに備えるための保険（生命保険、障害保険など）への加入

家族専用のトイレ

家族専用の炊事場（台所）

家族専用の浴室

寝室と食卓が別の部屋

1年に1回以上新しい下着を買う

親戚の冠婚葬祭への出席（祝儀・交通費を含む）

2. 次元別デプリベーション・スコア

【必需項目】（8項目）

一般市民の過半数が「最低限の生活に必要」と答えた項目の中で物品などお金があれば簡単に手に入るもの。「持っている」「持っていない（欲しくない）」「持っていない（経済的に持てない）」の後者と回答した場合に1、そうでない場合に0.

電子レンジ

冷暖房機器（エアコン、ストーブ、こたつ等）

湯沸器（電気温水器等含む）

電話機（ファックス兼用含む）

礼服

1年に1回以上新しい下着を買う

月1回以下の楽しみのための外食

年1回以下の家族旅行

【アメニティ（サービス）】

①アメニティ1（3項目）

医者にかかる
歯医者にかかる
死亡・障害・病気などに備えるための保険（生命保険、障害保険など）への加入
②アメニティ2（アメニティ1+13項目）
損害保険への加入
水道（金銭的理由による停止）
電気・ガス（同上）
電話・携帯電話（同上）
公的年金に加入している
医療保険に加入している
(以下1項目はそうである場合が1、そうでない場合が0)
公共サービスを使っていない（使いたいと思わない・使う必要がない場合を除く）7項目（図書館、公共スポーツ施設、役所、保健所、公会堂・町内会館など、公園・広場、交通サービス）

【住宅環境】（12項目）

① 住宅1（4項目）
家族専用のトイレ
家族専用の炊事場（台所）
家族専用の浴室
寝室と食卓が別の部屋
② 住宅2（住宅1+8項目）
家族専用で炊事場とは別の洗面所
複数の寝室
(以下5項目はそうでない場合が1、そうである場合が0)
となりの物音が聞こえる
日当たりが悪い
風通しが悪く、湿気が多い
雨漏りしたり、隙間風が入ったりする
収納スペースが少ない
住宅による健康の被害

【社会的関係】（13項目）

親戚の冠婚葬祭への出席ができる（祝儀・交通費を含む）
電話を1週間に1回以上かける
他の家庭とお中元・お歳暮やプレゼントのやりとりをしている

同居の家族以外に頼れる人がいる（病気のときの介抱、一人ではできない家の周りの仕事の手伝い、人生の相談、家族内トラブルの相談、話し相手、子供や老親のめんどうを時々みてくれる）：「いつでも頼れる」「時々頼れる」「あまり頼れない」「全然頼れない」の選択肢の中で前者2つの場合

選挙に行く：「している」「時々する」「あまりしない」「しない」の選択肢の中で前者2つの場合（行きたくない場合を除く）

町内会・子供会などの活動をしている：同上

ボランティア・社会奉仕活動をしている：同上

趣味やスポーツで人と会う：同上

参考文献：

阿部彩（近著）「子供の貧困」『子育て世帯の社会保障』国立社会保障・人口問題研究所。

阿部彩（2004）「補論「最低限の生活水準」に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』第39卷第4号、2004.3.25、pp.403-414.

後藤玲子、埋橋孝文、菊池馨実、橋木俊詔、八田達夫、勝又幸子、阿部彩（2004）「福祉に関する国民意識調査」『季刊社会保障研究』第39卷第4号、2004.3.25、pp.389-402.

阿部彩（共著：後藤玲子 et al.）（2004）「社会生活調査」の結果報告 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」平成15年度総括報告書。

阿部彩（2002）「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」『海外社会保障研究』Vol.141 pp.67-80.

樋口明彦（2004）「現代社会における社会的排除のメカニズム」『社会学評論』55, pp.2-18.

Apospori, Eleni and Jane Millar (eds) (2003), *The Dynamics of Social Exclusion in Europe: Comparing Austria, Germany, Greece, Portugal and the UK*, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar.

Barnes, M., Heady, C., Middleton, S., Millar, J., Papadopoulos, F. and Tsakloglou, P. (eds) (2002), *Poverty and Social Exclusion in Europe*, Cheltenham, U.K. and Northampton, MA, USA: Edward Elgar.

Bradshaw, et al. (2000) "The Relationship between Poverty and Social Exclusion in Britain," Paper prepared for the 26th General Conference of the International Association for Research in Income and Wealth, Cracow, Poland, 27 Aug.-2 Sep. 2000.

Burchardt, Tania, Le Grand, Julian, & David Piachaud (1999) "Social Exclusion in Britain 1991-1995," *Social Policy & Administration*, Vol.33, No.3, Sep. 1999, pp.227-244.

Gordon et al. (2000a) *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Rowntree Foundation.

Moisio, Pasi (2002), "The Nature of Social Exclusion – Spiral of Precariousness or Statistical Category?", in Muffels, Tsakloglou, and Mayes 2002, pp.170-183.

Muffles, Rund J.A., and Fouarge, Didier J.A.G. (2002), 'Do European Welfare States Matter in Explaining Social Exclusion?', in Muffels, Tsakloglou, and Mayes, 2002,

pp.202-234.

Muffels, Rund, Tsakloglou, Panos, and David Mayes (eds) (2002), *Social Exclusion IN European Welfare States*, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar.

Tsakloglou, Panos (2003), 'The risk of multidimensional disadvantage and social exclusion during four life stages in a dynamic perspective', in Apospori and Millar (2003), p.17-40.

Whelan, Christopher, Layte, Richard, Maitre, Bertrand and Brian Nolan. (2002), 'Income Deprivation Approaches to the Measurement of Poverty in the European Union, "in Muffels, Tsakloglou, and Mayes (2002), p.183-201.

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

「公的扶助制度の意義とそれを支えることの意味」

分担研究者 後藤玲子 立命館大学大学院先端総合学術研究科

研究要旨

生活保護の抜本的見直しの中で、いま問われているのは、生活保護制度の理念として明記されている「自立の助長」の意味を再度、確認する一方で、＜困窮のみを理由とする資源の提供＞を支える観念を明らかにすることである。本稿は、アマルティア・センの潜在能力理論が内包する自由の観念を手がかりとしながら、「自立支援サービス」を提唱した近年の日本の生活保護改革の意味と制度化の方向性を明らかにすることを目的とする。

A. 研究目的

日本の生活保護制度に関して、2003年8月戦後はじめての抜本的見直しが開始されました。その直接的な理由としては、1997年頃から保護率が上昇してきたことが挙げられている。けれども、より根本的には、＜困窮のみを理由とする資源の受給＞の正当性に対する疑念が政治的局面で表出されたこと、より正確には、そのような疑念が「自立」の観念と結びつき、困窮を理由とする資源の受給を制約する条件として自立の観念が用いられ始めたことがある。本稿の目的は、アマルティア・センの潜在能力理論が内包する自由の観念を、日本の生活保護制度をめぐる議論のもとで確認すること、さらには、センの自由の観念をもとに日本の生活保護制度の意味と方向性を明らかにすることにある。

B. 研究方法

センのいうケイパビリティとは、1)「～

ができる」という自由を表すものであり、①したがって、本人がそれに関する選択を妨げられないのみならず、②本人の選択によって実現できるものでなくてはならず、2) 少なくともある善の観念から価値あるものであるのみならず、社会的責任において保障する価値をもつことが合意されたものであり、3) 社会政策として実際に実現されなくてはならないので、①個人内あるいは個人間の「達成」、「不足」、「格差」を測るために何らかのスケールが用いられ、比較評価可能な指標に変換される必要のあるものである。経済学の流れの中においては、従来の効用概念あるいは所得概念を乗り越えるものとして考案されたものであり、財の備える客観的特性を経済学理論に注入しようとしたゴーマンやランカスターの特性理論を1つの下敷きとするものである。

本稿はこのようなセンのケイパビリティ（潜在能力）理論との比較で自立・就労支援政策を検討する。

(倫理面への配慮)

理論研究なので特に必要なし

C. 研究成果

自立・就労支援政策は、その根底に個人の自由に関する十分な理解を伴わないとき、財政的配慮、あるいは常識的な勤労倫理や衡平性感覚に絡め取られる恐れのあることがあきらかになった。

D. 考察

最小限の所得と自立とを、いずれも他に劣ることのない重要な価値とするなら、社会は最小限の所得保障に加えて自立支援サービスを用意しなくてはならない（就労機会の提供、訓練・再教育機会の提供、保育・養育・ケア施設の提供、就労のための移動費用・被服費用その他の提供など自立を実質的に保障する手立て）。そのうえで、両者のだぶりの部分が引かれることになる。最小限の所得（上記の議論を踏まえるならば、所得余暇機会集合）保障のもつ内的論理に従うならば、自立が最小限を上回る経済的報酬を伴った場合には、最小限の所得（あるいは所得余暇機会集合）の享受のために追加的な保障を行う必要がなくなるからである。

E. 結論と政策的含意

上記の理解は、最小限の所得保障のみを社会的目標とし、最小限の所得保障を受けるための資格要件の1つとして個人に自立の義務を課す論理、あるいは、自立による所得保障支出総額の減少を見込んで自立支援を行う論理、さらには、自立支援プログラムを拒否した個人に対して、罰として最小限の所得保障を減額・停止する論理とはまったく異なる論理に立つものである。

F. 研究発表

1. 論文発表

（書評）若松良樹『センの正議論』ホセ・ヨンパルト・三島淑臣・長谷川晃編『法の理論23』、成文堂、185-204. 2004.7.

「「基本所得」政策の規範的経済理論」——「福祉国家」政策の厚生経済学序説、『経済研究』、55巻、3号、230-244.（吉原直毅との共著）2004.

Gotoh, Suzumura, Yoshihara (2004) Extended Social Ordering Functions for Rationalizing Fair Games a la Rawls, *International Journal of Economic Theory*, forthcoming.

「リスクに抗する福祉とは」橋木俊詔編著『リスク社会を生きる』、岩波書店、2004.12.

「アメリカ合衆国」（阿部彩との共著）、仲村優一・阿部志朗・一番が瀬康子編『世界の社会福祉年鑑2003』、旬報社、2004.12刊行予定。

Gotoh, Suzumura, Yoshihara (2004) Extended Social Ordering Functions for Rationalizing Fair Games a la Rawls, *International Journal of Economic Theory*, Vol.1, 21-42.

2. 学会発表

「規範理論の整合化に関する公理的分析」文部科学省特定領域研究プロジェクト「地球温暖化問題を巡る世代間衡平性と負担原則」研究会（於：一橋大学）、May 29, 2004

The Possibility of Public-Provision Unit in Global Context--- Towards "Social Contract" based on Reciprocity ---, Social

Choice & Welfare Society, 2004, July
21-25 at Osaka University

Understanding Sen's Idea of a *Coherent Goals-Rights System* in the Light of Political Liberalism, 4th International Conference on the Capability Approach: Enhancing Human Security, 5th-7th September 2004, University of Pavia, Italy.

「パネルⅡ高福祉・高負担か低福祉・低負担か」日本経済学会 2004 年秋季大会, 2004. 9.15, 岡山大学 (共) 貝塚啓明・小塩隆士・橋木俊詔・八代尚宏).

The Possibility of Public-Provision Unit in Global Context--- Towards “Social Contract” based on Reciprocity ---, Symposium on Political Science: Reconsidering Rawls and Sen held at Ritsumeikan University, November 6, 2004.

「ロールズ正議論」における世代間正義とは：社会契約論再考，文部科学省特定領域研究プロジェクト「地球温暖化問題を巡る世代間衡平性と負担原則」研究会（於：一橋大学），2004. 12.18.

「世代間正義の原理とその制定手続き：ロールズ社会契約論再考」，一橋大学経済研究所「世代間利害調整」プロジェクト A1 班・シンポジウム，2005 年 1 月 29-30 日

Discussant, IEA Roundtable Meeting on Intergenerational Equity, 10-12 March 2005, Yamano Hotel, Hakone, Japan

Towards a “Social Contract” based on

Reciprocity, an Occasional Seminar of Global Equity Initiative, at Kresge Room Barker Hall, Harvard University, March 30th 2005.

G. 知的所有権の取得状況
なし

論文

公的扶助制度の意義とそれを支えることの意味

立命館大学大学院先端総合学術研究科教授
後藤 玲子

公的扶助制度の意義とそれを支えることの意味

後藤玲子

立命館大学大学院先端総合学術研究科

1. はじめに

周知の通り、日本は、憲法で、「健康で文化的な生活を送る権利 (the right to maintain the minimum standard of wholesome and cultural living)」(憲法第 25 条：生存権) の保障を明記する世界でも有数の国である。その生存権を支える最も基底的な制度が生活保護である。生活保護法には、誰であれ困窮した場合には、その困窮の程度に応じて、必要な保護を受けられること（無差別平等の原則、必要即応の原則）が、またその目標は、個々人の最低限度の生活を保障し、自立を助長することにある点が、しかも、最低限度の生活とは「健康で文化的な生活水準」をみたすものでなければならないことが記されている¹。日本の社会保障制度の体系は、この生活保護制度をもって完結する仕組みになっている。

1つの社会（例えば日本の社会）には、異なる利益や目的、内的規準をもつさまざまな集合体（家系、世代、組織、地域共同体など）がある。それぞれの集合体は独自の論理や目的、内的規準をもちながら各集合体の構成メンバーの利益や福祉に貢献している。それに対して、「社会」を単位とする社会保障制度は、個々の集合体のボーダーを越え、一定の論理と基準を設計しながら、社会を構成するすべての個人の利益や福祉を保障しようという仕組みである。とりわけ、生活保護制度は、現に困窮しているという事実以外に、何ら特定の資格要件 (deserving or not deserving) を設けないという意味で、きわめて一般性・普遍性の高い原理をもつ。

この日本の生活保護制度に関して、2003 年 8 月、生活保護専門委員会のもとで、戦後はじめての抜本的見直しが開始された²。その直接的な動機は、1997 年頃からの保護率の上昇にある³。他国と比較して、給付水準こそ高いものの、実際に保護が適用されるケースは少ないというトレードオフ関係が崩れたことにより、日本の生活保護制度に対する疑念が急速に高まった。そして、給付水準の算出方法（平均消費水準との連動の仕方、世帯人数、地域格差の考慮の仕方）はもとより、加算制度の妥当性、国家と地方の財源割合などが次々と議論の俎上に乗せられることになったのである。

確かに、制度には時代の要請に呼応しつつ経験的に形成される側面があるため、現代に特有な条件を考慮しつつ、制度全体の整合性を見直すことには理があった。例えば、単身高齢者世帯やひとり親世帯の増加、私的扶養関係・意識の変化、稼動年齢層における就労

¹ 生活保護法第 3 条「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」。

² 2004 年 12 月中旬、1 年半にわたる見直し作業が終了し、報告書がまとめられた。

³ ただし、生活保護の支給単位は世帯であるため、その主要な要因は、単身世帯の増加に求められるという指摘もある。

機会・環境や就労観の変化などの社会状況を背景として、また、他の制度や政策の改変によって被る影響（例えば、年金制度からの流入）を考慮しながら、所得保障制度全体を編成すことの必要性、とりわけ、近接する他制度と生活保護制度（例えば、基礎年金と老齢加算、国民医療保険と医療扶助、児童扶養手当と母子加算など）とのスムーズな接合を図ることの必要性が意識されていた。

さらに、生活保護制度のあり方に関しては、旧来より、受給に際して人々が社会的な負い目（ステイグマ：社会的な負の刻印）や疎外感を強く意識せざるをえないこと、そのため、制度を利用しようにもできずに困窮に耐えている人々の存在が指摘されており、受給者に過度の心理的負担や圧力をかけることのない、また、受給者の社会的な活動や関係を加速的に制約することのない制度のあり方が求められていた。近年は、ヨーロッパなどで関心の高まっている社会的排除の観点から、公的扶助の仕組みをより総合的・構造的に組み立て直そうという気運もある⁴。このような問題意識をもつ人たちからは、今回、着手された生活保護制度の抜本的見直しは、日本の生活保護制度を、その本来の目的に照らして、大きく改善していくための格好の機会として捉えられた。

だが、今回の見直しの背後には、これとはまったく別の思想的潮流があったことに留意する必要があるだろう。それは、政治的には、しばしば新自由主義⁵と呼ばれるイデオロギーと連動し、社会政策的にはワークフェア主義⁶と関連が深いが、その本質は、福祉国家を構成するすべての社会システムに、市場的と親和的な論理と規範——私的財産権を前提として、貢献に応じた分配、負担と便益の個人別衡平性、自律的な選択と個人責任など——を貫徹しようとする点にある。近年の日本の社会保障改革は、社会保険・社会福祉のいずれの分野においても、この潮流が強い。彼らは、日本の社会保障制度の最後の砦といわれた生活保護制度にメスを入れようとする。すなわち、その基本原理を論理的・規範的に解体すること、あるいは、制度の規模と役割を限りなく縮小することを企図していた。

本稿の目的は、新たに提唱された「自立支援サービス」を中心として、今回の改革の基本方針について、背後に混在する思想を切り分けながら、その意味を解読し、これから始まる本格的な生活保護改革に向けて、その方向性を展望することにある。分析にあたっては、生活保護制度を内在的に改革しようという関心と外在的に解体しようという動きとの拮抗関係が注目される。議論の解読にあたっては、現代規範理論が展開してきた正義や福祉の観点が参照される。さらに、改革の方向性を展望するにあたっては、内在的な改革を試みる人々の主張をもとに、市場を越える論理と規範をもつ制度としての公的扶助制度が

⁴ 本報告書に収録されている菊地論文、西村論文など参照のこと。

⁵ この語の正確な定義は本章の力量を越えるが、1947年にハイエクの創設した「モンペルラン・ソサイエティ」が新自由主義の源泉であると言われる。一般的には、単なる市場主義ではなく、また、自由至上主義でもなく、市場と親和的な論理や規範を政府（中央あるいは地方の）の主導によって推進しようとする政治的立場と理解されている。

⁶ ここでいうワークフェア主義はここでの造語である。それは、ワークフェア政策のみを至上の原理として、すべての制度にその原理を浸透しようとする政治的立場をさす。